

高知県教育委員会 会議録

令和6年10月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和6年10月17日(木) 13:30

閉会 令和6年10月17日(木) 14:39

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	池 康晴
	教育委員	永野 隆史 (付議第2号を除く)
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦
欠席者	教育委員	森下 安子

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	小笠原直樹 (付議第4号及び第5号を除く)
〃	教育次長	濱川 智明
〃	教育次長	今城 純子
〃	参事兼教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	岡本 健 (付議第4号及び第5号のみ)
〃	生涯学習課長	原 貴 (付議第1号のみ)
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	小松 名奈 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	10月定例委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第2号及び付議第3号は人事に関する議案のため、付議第4号及び付議第5号は個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第2号から第5号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案

(生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

池委員	2か月という期間の根拠があれば、お聞きしたい。
事務局	県立図書館と市民図書館を統合してオーテピアができる時に、元々市民図書館の方は当時規定がなかったため、合わせて6月という規定を設けた。あと、以前検討会で少しご説明をしたが、他県の実況を見ると1月、2月といったところも少なからずあった。1月が妥当という意見もあるかもしれないが、高知市とも協議して、まずは2月に短縮することで、返却への意識を高めていきたいと思う。
弥勒委員	期限内に返さないで、2か月以上あるいは6か月以上返却が遅れている人はどのくらいいるのか。
事務局	図書の貸出期間は基本2週間で、後ろに予約が入っていない場合は、さらに2週間延長できるという規定がある。1か月以上返却していない方が、6月のデータにはなるが、約1,100名いる。そのうち、2月を超えるような方が、170名ほどいるという状況になっている。
弥勒委員	さらに2週間延ばすのに何か手続が必要なのか。自動的になるのか。
事務局	自動的にではなく連絡をして、延長して貸出しができることを確認をした上で延長になる。
弥勒委員	パーセンテージでいうと、全貸出し数に対して、どのくらいの割合になるのか。
事務局	資料点数は、令和5年度の全貸出し数が約33万点になる。それに対して、タイムラグはあるが、6月現在の抽出でいうと、約2500点弱が、延滞となっている。
弥勒委員	1か月以上の延滞数か。
事務局	そうである。
弥勒委員	それでは、1%弱になるか。
事務局	そうである。約0.7%という数字になる。
永野委員	参考資料2の第14条第2項にある「利用者が市民図書館の資料の館外への～」とあるが、私が持っている貸出しカードは、市民図書館のカードになるのか。
事務局	共通利用カードである。

永野委員	これは、市だけ特化してこういった項目があるのか。
事務局	第14条第1項で県立図書館の資料について記載をして、14条第2項で市民図書館について記載している。共同運営をしている関係でこういった構成になっている。
永野委員	理解した。
事務局	市の方にも同じような内容で逆の規定を記載している。
町田委員	延滞になる前に、自動配信のリマインド等のシステムは搭載されているのか。
事務局	現在のところ、自動的にはできていない。ただ、期間が到来すると、例えば2週間で、次の予約が入っている方については、ショートメッセージで連絡をしたり、事前に電話をしている。あと、1か月以上延滞された方で返却がない場合は、督促のはがきを出すようにしている。
町田委員	ショートメッセージは、アナログということか。
事務局	そうである。
町田委員	それぞれ職員が1人ずつに手作業で送っているのか。
事務局	そうである。定型文はある。
町田委員	それは、大変である。
教育次長	補足をすると、アプリやインターネットのホームページに、自分の個人のページへログインをすると、延滞していた場合、トップに延滞資料があると記載される。
町田委員	ログインしたら見られるのか。
教育次長	そうである。さらに返却がない場合は先ほど話のあったプッシュ型の通知をする。
弥勒委員	2か月という期間は、他の図書館のルールと、ある程度マッチしているのか。
事務局	他県の県立図書館の例でいうと、中四国では、1か月というところも一

	定ある状況である。長くても2か月となっている。ただ、オーテピアの場合は市民図書館と共同運営をしており、市立の図書館になると長い期間のところだと、6月程度までというようなところもある。先ほど言ったようにまずは、2月で実施する。
教育長	12月1日に借りるとすると、1月31日までに返さなかったら、2月1日から貸出しができないということか。
事務局	仮に12月末まで期間があるとすれば、それから2か月ということになるので、2月末から始まる。実際には、システム等の関係で、もう少し手続が遅れるというような形になっている。
教育長	最初の貸出期間が、例えば2週間であるとする、12月の14日ぐらいで、そこから2か月になると、2月の半ばぐらいまでは借りられる。
事務局	借りられるというか、そこまでは、貸出し停止の措置は行わないということである。
教育長 各委員 教育長	付議第1号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 教育委員の人事議案】

(教育政策課)】

(永野教育委員 退席)

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第2号について議決を求める。同意する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号については同意する。

【付議第3号 職員の人事議案】

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第3号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【付議第4号 令和6年度高知県児童生徒表彰(前期) 受賞者の決定議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第4号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり決定する。

【付議第5号 令和6年度教職員等表彰受賞者の決定議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第5号について議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり決定する。

(5) 議決事項

付議第1号から第5号

原案どおり議決